

大口町告示第92号

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年6月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町移住支援事業補助金交付要綱（令和元年大口町告示第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同号ア（ア）中「直前に、連続して5年以上、東京23区に在住」を「直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）を）に改め、同号ア（イ）中「5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除く。）」を「1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。」に改める。

第4条中「就業先の就業証明書（様式第2。以下「就業証明書」という。）及び本人確認書類に加え、第2条の要件を満たすことを証する書類」を「本人確認書類及び第2条の要件を満たすことを証する書類に加え、移住就業者は就業先の就業証

明書（様式第2。以下「就業証明書」という。）」に改める。

第10条を次のように改める。

（変更の届出）

第10条 受給者は、次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当するときは、速やかに大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式第6の1）により、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を町長に届け出なければならない。

(1) 定期の届出 移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過したとき。

(2) 随時の届出 交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となること分かったとき。

2 受給者が就業する法人は、次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当するときは、速やかに大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】（様式第6の2）により、就業証明書の記載内容に係る変更の有無を町長に届け出なければならない。

(1) 定期の届出 移住支援金を申請した日から起算して1年を経過したとき。

(2) 随時の届出 就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となること分かったとき。

第11条第1項及び第2項を次のように改める。

町長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができるものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第2条第2号アに掲げる勤務地が、移住支援金の申請日から1年以内に

町以外へ変更となった場合

オ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

- 2 受給者は、前項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、大口町移住支援金事業補助金返還免除申請書（様式第7）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、前条第1項に規定する大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】と併せて町長に申請書等を提出するものとする。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第4条関係）

大口町長様

年 月 日

大口町移住支援事業補助金交付申請書

大口町移住支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、大口町移住支援事業補助金（以下、「移住支援金」という。）の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日(西暦)
氏名	①		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス (任意)			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
転入日(西暦)	年 月 日			転入日時点の 満年齢	歳	
移住支援金の種類		就業	就業の場合は申請対象となる求人管理番号			
		起業				

3-1 就業先の法人、勤務地（就業場所）の内容

（上記2で移住支援金の種類が”就業”に該当する場合のみ記入してください）

※就業先が法人の場合のみ対象。個人事業主や法人格を持たない団体の場合は対象外。

就業先の法人名	
勤務地の住所※	

※勤務地が町内に所在する必要があります。

3-2 起業の内容（上記2で移住支援金の種類が”起業”に該当する場合のみ記入してください）

起業形態 (いずれかに○)		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

<裏面に続く>

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「大口町移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
今回の移住に関して、国又は県から他の助成金を受給していません。（又は受給する予定はありません）		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、就業・起業し、かつ、大口町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
勤務地が、居住する大口町に所在していること		A. 所在している		B. 所在していない
（就業の場合のみ記載） 転入日時点の満年齢について		A. 50歳以下		B. 51歳以上
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

5 転出元での住所

※ 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期 間	住 所

6 転出元での状況（該当する欄に○を付けてください）

東京23区		在住		在勤		在住＋在勤
-------	--	----	--	----	--	-------

7 東京23区への在勤履歴（上記6で転出元での状況が”在勤” ”在住＋在勤”に該当する場合のみ記入してください）

- ※1 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する退職証明書（別紙5）を添付してください。
- ※2 東京23区への在勤後、移住前までに東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は、原則移住支援金の交付対象となりません。

期間	就業先	就業地

8 アンケート（該当する欄に○を付けてください。”起業”の場合は「a」のみご回答ください。）

a. 移住支援金が移住の後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
b. 移住支援金が対象企業を選んだ後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
c. 求人情報について、どちらから情報を得ましたか		① あいちUIJターン支援センターホームページ		② ヤフーしごと検索、バイトルNEXT、スタンプのいずれか
		③ ①②以外のWebサイト [サイト名：]		④ ハローワーク
		⑤ ④以外の職業紹介所		⑥ その他求人情報誌等 [媒体名：]

整理番号（大口町使用欄）	問合せシート：	申請状況シート：
--------------	---------	----------

様式第 6 を次のように改める。

様式第6の1（第10条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

現住所

氏 名

㊟

大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】

大口町移住支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告*・転居・離職・転勤・会社名等の変更・その他（ ）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること

第1回提出：大口町移住支援事業補助金を申請した日から起算して1年経過時点

第2回提出：〃 〃 3年経過時点

第3回提出：〃 〃 5年経過時点

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり* ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

様式第6の2（第10条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

住 所
法人名
代表者名

㊞

大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】

大口町移住支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※・転居・離職・転勤・会社名等の変更・その他（ ）

※定期報告は、大口町移住支援事業補助金を申請した日から起算して1年経過後、速やかに提出すること

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

様式第9の1及び様式第9の2を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、この要綱による改正後の大口町移住支援事業補助金交付要綱第2条第1号(ア)の規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。